

小型機船底びき網漁業

番号	制限措置(規則第11条関係)							申請期間
	漁業種類	許可等をすべき船舶の数	船舶の総トン数	推進機関の馬力数(旧漁船法馬力数)	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格	
2-1-1	手縄第2種 こぎ網漁業	5隻	5トン未満	48キロワット (15)以下	<p>次の①、タ、ソ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス及びナの各点を順次に結んだ線とナからトに至る間における姫島の最大高潮時海岸線から8,000メートルの距離の線並びにト、⑥、⑤、④、③、②及び①の各点を順次に結んだ線以内の海域</p> <p>タ 福岡県行橋市蓑島頂上と山口県小野田市本山岬南端とを結ぶ線の中央点</p> <p>ケ 山口県宇部市丸尾崎突端とチの点を結ぶ線と、山口県宇部市大字沖宇部旧字部岬漁港防波堤燈台跡に設置した標柱と大分県宇佐市長洲港導流堤燈台とを結ぶ線との交点</p> <p>コ 山口県宇部市丸尾崎突端と大分県宇佐市長洲港導流堤燈台とを結ぶ線と、山口県宇部市大字沖宇部旧字部岬漁港防波堤燈台跡に設置した標柱と大分県東国東郡姫島村三ツ石鼻西端とを結ぶ線との交点</p> <p>サ 山口県防府市タズノ鼻突端と大分県東国東郡姫島村観音崎突端とを結ぶ線と、山口県防府市童宮崎突端と大分県国東市国見町琵琶崎突端とを結ぶ線との交点</p> <p>シ 大分県東国東郡姫島村丸石鼻突端と山口県光市杵崎突端とを結ぶ線と、山口県防府市佐波島頂上と山口県熊毛郡上関町小祝島西端とを結ぶ線との交点</p> <p>ス 大分県東国東郡姫島村姫島燈台と山口県熊毛郡上関町小祝島西端とを結ぶ線と、山口県光市杵崎突端と大分県国東市国東町富来港燈台とを結ぶ線との交点</p> <p>ソ 山口県宇部市大字沖宇部旧字部岬漁港防波堤燈台跡に設置した標柱と福岡県豊前市宇島港燈台とを結ぶ線と、福岡県行橋市蓑島頂上と大分県豊後高田市見目長崎鼻突端とを結ぶ線との交点</p> <p>タ チの点から真方位6度15分の線と、福岡県行橋市蓑島頂上と大分県豊後高田市見目長崎鼻突端とを結ぶ線との交点</p> <p>チ 大分県と福岡県との最大高潮時海岸線における境界点</p> <p>ツ 山口県宇部市大字沖宇部旧字部岬漁港防波堤燈台に設置した標柱と大分県国東市国見町琵琶崎突端とを結ぶ線と、山口県防府市佐波島頂上と大分県豊後高田市高田港燈台とを結ぶ線との交点</p>	1月1日から 12月31日まで	中津市(三光、本耶馬渓町、耶馬渓町及び山国町を除く。)、宇佐市(安心院町及び院内町を除く。)又は豊後高田市に住所を有する者	令和5年6月20日から 同年7月20日まで

番号	制限措置(規則第11条関係)							申請期間	
	漁業種類	許可等をすべき船舶の数	船舶の総トン数	推進機関の馬力数 (旧漁船法馬力数)	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格		
					テ 大分県国東市国見町伊美崎突端と山口県山口市竹島頂上とを結ぶ線と、大分県宇佐市豊前長洲港導流堤灯台と山口県防府市野島南端とを結ぶ線との交点 ト 大分県東国東郡姫島の最大高潮時海岸線から8,000メートルの距離の線と、ツの点とテの点とを結ぶ線の延長線との交点 ナ 大分県東国東郡姫島の最大高潮時海岸線から8,000メートルの距離の線と、同県東国東郡姫島村姫島燈台と山口県熊毛郡上関町小祝島西端とを結ぶ線との交点 ニ 大分県国東市国東町富来港燈台 ヌ 山口県宇部市旧宇部港赤燈台とチの点とを結ぶ線の中央点 ネ チの点から真方位6度15分の線上17,000メートルの点 ① チの点から真方位6度15分の線上4,000メートルの点 ② 中津市と宇佐市との最大高潮時海岸線における境界点から22度(磁針方位)の線上4,000メートルの点 ③ 豊後高田市西国東千拓第2工区北東端から323度45分(磁針方位)の線上1,600メートルの点 ④ 豊後高田市臼野と同市堅来との最大高潮時海岸線における境界点から320度(磁針方位)の線上2,000メートルの点 ⑤ 豊後高田市と国東市との最大高潮時海岸線における境界点から350度(磁針方位)の線上3,000メートルの点 ⑥ 豊後高田市と国東市との最大高潮時海岸線における境界点から350度(磁針方位)の線とツの点とテの点とを結んだ線との交点 ⑦ 豊後高田市臼野と同市堅来との最大高潮時海岸線における境界点から320度(磁針方位)の線上4,000メートルの点 ⑧ 豊後高田市と国東市との最大高潮時海岸線における境界点から350度(磁針方位)の線上6,000メートルの点				

備考

- 「旧漁船法馬力数」は、漁船法施行規則の一部を改正する省令(平成13年農林水産省令第153号)附則第2条第1項及び第2項の規定により推進機関の馬力数がなお従前の例によることとされる船舶の推進機関に適用する。
- この告示に係る許可の有効期間は、許可の通知日から令和8年5月10日までとする。
- この告示に係る許可又は起業の認可には、必要な条件を付けるものとする。